

製品安全データシート

1. 製品等及び会社情報

化学物質等の名称（製品名）：ヘッドライトクリーナー

会社名：株式会社ユーエスシー

住所：〒183-0044 東京都府中市日鋼町1丁目1番 Jタワー

担当部門：商品開発広報部

電話番号：042-351-0011 FAX番号：042-351-0010

URL：<http://www.usccom.co.jp>

改定日：2012年11月25日

推奨用途及び使用上の制限：ヘッドライト表面の洗浄保護剤【業務用】

2. 危険有害性の要約

GHS 分類

眼に対する重篤な損傷・眼刺激性 区分2B

特定標的臓器毒性（反復ばく露） 区分1（肺；吸入）

※記載のないものは分類対象外または分類できない

GHS ラベル要素

シンボル



注意喚起語 危険

危険有害性情報

眼刺激

長期にわたる、又は反復ばく露による臓器（肺；吸入）の障害

注意書き〔安全対策〕

- ・すべての注意書きを読み理解するまで取り扱わないこと
- ・適切な保護手袋、保護眼鏡、保護面を着用すること。
- ・ミスト、蒸気、スプレーを吸入しないこと。
- ・取り扱い後はよく手を洗うこと。
- ・屋外又は換気の良い区域のみで使用すること。
- ・容器を密閉しておくこと。

〔応急処置〕

- ・火災の場合には適切な消火方法をとること。
- ・眼に入った場合：水で数分間注意深く洗うこと、コンタクトレンズを容易にはずせる場合にははずして洗うこと。
- ・皮膚又は毛髪に付着した場合：多量の水と石鹸で洗うこと、汚染された衣類を再使用する前に洗濯すること。
- ・吸入した場合：被災者を新鮮な空気のある場所に移動し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。暴露又はその懸念がある場合は医師の診断、手当を受ける事。
- ・気分の悪い時は医師の診断、手当を受ける事
- ・眼の刺激が持続する場合は医師の手当て、診断を受けること。

〔保管〕

- ・容器を密閉して、換気の良いところで保管すること

- ・施錠して保管すること
〔廃棄〕
- ・内容物、容器を都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。

3. 組成・成分情報

単一製品・混合物の区別：混合物
含有成分及び含有量

成分名・化学名	含有量M%	CAS No	化審法No	安衛法No	PRTR法No	劇毒法No
アクリルポリマー	2～5	非公開	非公開	非該当	非該当	非該当
ポリジメチルシロキサン	3～7	非公開	非公開	非該当	非該当	非該当
非イオン系界面活性剤	非公開	非公開	非公開	非該当	非該当	非該当
微粒子研磨剤(酸化アルミニウム)	5～11	1344-28-1	2-230	189	非該当	非該当
石油系溶剤	15～20	非公開	非公開	非該当	非該当	非該当
水	60～70	7732-18-5	—	非該当	非該当	非該当

化審法：化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化審法）官報告示整理番号

安衛法：労働安全衛生法（安衛法）第57条の2第1項政令指定物質の政令番号

PRTR法：特定化学物質の環境への排出量の把握及び改善の促進に関する法律（PRTR法）対象化学物質の政令番号

毒劇法：毒物及び劇物取締法

4. 応急措置

吸入した場合

- ・吸入して気分が悪くなった場合は、空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。

皮膚に付着した場合

- ・毒性・刺激性はほとんどないが、液が付着した場合は、水で洗い流し、石鹼で液が付着したところをよく洗うこと。
- ・衣類等に付着した場合は脱いで、皮膚に付着した部分を石鹼で洗うこと。

眼に入った場合

- ・清浄な水で最低15分間目を洗浄する。洗浄の際、まぶたを指でよく開いて、眼球、まぶたのすみずみまで水がよく行きわたるように洗浄する。
- ・コンタクトレンズを使用している場合は、固着していないかぎり、取り除いて洗浄を続ける。
- ・眼の刺激が続く場合は、医師の診断を受けること。

飲み込んだ場合

- ・直ちに水で口の中を洗浄すること。
- ・直ちに医師の診断を受けること。
- ・無理に吐かせないこと。

急性症状及び遅発性症状の最も重要な徴候症状

- ・特になし

応急措置をする者の保護

- ・特になし

医師に対する特別な注意事項

- ・特になし

5. 火災時の処置

消火剤 ・この製品自体は、燃焼しない。

火災時の特有の危険有害性

- ・燃焼ガスには、一酸化炭素等の他、窒素酸化物系のガス等の有毒ガスが含まれるので、消火作業の際には、煙を吸入しないように注意する。

特有の消火方法

- ・消火作業は、可能な限り風上から行う。
- ・関係者以外は安全な場所に退去させる。
- ・危険でなければ火災区域から容器を移動する。
- ・移動不可能な場合、容器及び周囲に散水して冷却すること。
- ・消火後も、大量の水を用いて十分に容器を冷却すること。

消火を行う者の保護

- ・消火作業の際は適切な保護具（耐熱着衣、呼吸保護マスク）を着用すること。

6. 漏出時の処置

人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置

- ・屋内の場合、処理が終わるまで十分に換気を行う。
- ・作業の際には適切な保護具（手袋・保護マスク・エプロン・ゴーグル等）を着用すること。
- ・風上から作業し、風下の人を退避させる。
- ・着火した場合に備えて、消火用器材を準備する。

環境に対する注意事項

- ・流出した製品が河川等に排出され、環境への影響を起こさせないように注意する。

回収、中和

- ・少量の場合、ウエス等を用いて吸着させ、空容器に回収する。
- ・多量の場合、土砂・土のうで流出防止後、空容器に回収する。
- ・付着物、廃棄物などは、関係法規に基づいて処置する。

二次災害の防止法

- ・漏出時は速やかに関係機関に通報する。
- ・排水溝、下水溝、地下室あるいは閉鎖場所への流入を防ぐ。
- ・付近の着火源となるものを速やかに除くとともに消火剤を準備する。
- ・火災を発生しない安全な用具を使用する。

7. 取り扱い及び保管上の注意

技術的対策

- ・製品記載の使用上の注意を良く読み、用途以外に使用しないこと。
- ・使用前に取扱説明書を入手すること。
- ・取り扱い後は手洗い、うがい、洗顔を十分に行なう。衣類に付着した場合は着替えること。

適切な保管条件

- ・容器は密栓し、直射日光の当たる場所や高温になるところを避け、風通しの良い冷暗所で保管すること。
- ・施錠して保管すること。

安全な容器包装材料

- ・特になし

8. ばく露防止及び保護措置

設備対策 : 屋内は全体に換気を行うこと。換気の悪い場所及び蒸気の発生の多い場所には局所排気装置を設けること。

管理濃度 : 設定されていない

許容濃度 酸化アルミニウムとして

日本産業衛生学会 : 設定されていない

ACGIH (2005 年版) : TLV-TWA 10mg/m³ (アスベスト不含、結晶シリカ 1%未満の微粒子)

保護具

呼吸器用の保護具 : 状況に応じ着用

手の保護具 : 保護手袋

眼の保護具 : 安全眼鏡 (ゴーグルタイプ)

皮膚及び身体の保護具 : 長袖作業衣。

適切な衛生対策 : この製品を使用する際に、飲食または喫煙をしないこと。
取り扱い後はよく手を洗うこと。

9. 物理的及び化学的性質

外観・形状 : 灰色粘性液体

pH値 : 8.5-9.0 (20°C)

密度 : 1.07-1.08

引火点 : なし

溶解度 (水) : 可溶

沸点 : 100°C

10. 安定性及び反応性

安定性 : 通常の条件においては安定である。

危険有害反応可能性 : 通常の条件においては安定である。

避けるべき条件 : データなし

混触危険物質 : 情報なし

危険有害な分解生成物 : 危険・有害な分解生成物はない。

11. 有害性情報 (人についての症例・疫学的情報含む)

製品全体としての有害性情報

記載の無いものは、GHS 分類でカットオフ値以下であるもの、知見なし、あるいはデータなしの成分

急性毒性 (経口) ラット、LD50 : >5000mg/kg

皮膚腐食性及び皮膚刺激性 データなし

眼に対する重篤な損傷性又は刺激性 眼刺激 (区分2B)

呼吸器感作性又は皮膚感作性 データなし

生殖細胞変異原性 データなし

発がん性 データなし

生殖毒性 データなし

特定標的臓器毒性 (単回ばく露) 呼吸器への刺激のおそれ (区分3)

特定標的臓器毒性 (反復ばく露) 長期にわたる、又は反復ばく露による臓器 (肺; 吸入) の障害

吸引性呼吸器有害性 データなし

12. 環境影響情報

全体としての有害性情報

記載の無いものは、GHS 分類でカットオフ値以下であるもの、知見なし、あるいはデータなしの成分

水性環境急性有害性 水生生物に有害 (区分3)

水性環境慢性有害性 データなし

残留性・分解性 データなし

生態蓄積性 データなし
土壌中の移動性 データなし
オゾン層への有害性 データなし

13. 廃棄上の注意

関連法規並びに地方自治体の基準に従うこと。
都道府県知事などの許可を受けた産業廃棄物処理業者、もしくは地方公共団体が処理を行なっている場合にはそこに委託して処理する。

14. 輸送上の注意

国際規制 国連分類 非該当
国連番号 非該当
国内規制 容器イエローラベル 非該当
積載方法
運搬時の積み重ね高さは3m 以下
輸送の特定の安全対策及び条件

- ・水漏れ厳禁
- ・横積み厳禁
- ・容器は転倒、転落、衝撃などを避けること。
- ・容器は温度の上昇を防止すること
- ・該当法令に従い、包装、表示、輸送を行う。

15. 適用法令

労働安全衛生法：酸化アルミニウム
名称等を通知すべき有害物
(法第57条の2、施工令第18条の2 別表第9)
(政令番号 第189号)
じん肺法：施行規則第2条別表 粉じん作業（アルミナ、粉じん）
消防法：非該当
PRTR 法：非該当

16. その他の情報

引用文献等

- ①GHS に基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法 - ラベル作業場内の表示及び安全データシート (SDS) JIS Z 7253(2012)
- ②GHS 分類結果データベース (独立行政法人製品評価技術基盤機構ホームページ)
- ③JCDB 化学品法規制チェックシステム
- ④J-CHECK ホームページ(独立行政法人製品評価技術基盤機構ホームページ)
- ⑤産業中毒便覧 (医歯薬出版株式会社)
- ⑥危険物船舶運送及び貯蔵規則 (海文堂)

※注意

製品安全データシートは、危険有害な化学製品について、安全な取り扱いを確保するための参考情報として取り扱う事業者提供されるものです。
取り扱う事業者はこれを参考として自らの責任において、個々の取り扱いなどの実態に応じた適切な処置を講ずることが必要であることを理解した上で、活用されるようお願いいたします。

従って、本データシートそのものは安全の保証書ではありません。

[会社情報]

販売者：内山商事(株)

所在地：奄美市名瀬永田町7-3

TEL:0997-52-0211